

令和 7 年

第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 2 6 日開会

柳 泉 園 組 合 議 会

令和 7 年第 1 回柳泉園組合議会定例会会議録目次

○議事日程	1
○出席議員	2
○関係者の出席	2
○事務局・書記の出席	2
○開 会	2
・仮議席の指定	3
・選挙第 1 号	3
・指定第 1 号	3
・会期の決定	6
・会議録署名議員の指名	7
・選任第 1 号	8
・諸般の報告	8
・施政方針	9
・行政報告	9
・議員提出議案第 1 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 6
・議案第 1 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 7
・議案第 2 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	2 7
・議案第 3 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 1
・議案第 4 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 1
・議案第 5 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 1
・議案第 6 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 4
・議案第 7 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 6
・議案第 8 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第 9 号（上程、説明、質疑、討論、採決）	3 9
・議案第 1 0 号（上程、説明、採決）	4 9
○閉 会	4 9

令和 7 年第 1 回
柳泉園組合議会定例会会議録

令和 7 年 2 月 2 6 日 開会

議事日程

1. 仮議席の指定
 2. 選挙第 1 号 議長の選挙
 3. 指定第 1 号 議席の指定
 4. 会期の決定
 5. 会議録署名議員の指名
 6. 選任第 1 号 廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任
 7. 諸般の報告
 8. 施政方針
 9. 行政報告
 10. 議員提出議案第 1 号 柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正
する条例
 11. 議案第 1 号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分
について
 12. 議案第 2 号 令和 6 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 4 号）の専決処分につい
て
 13. 議案第 3 号 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例
 14. 議案第 4 号 柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
 15. 議案第 5 号 柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例
 16. 議案第 6 号 柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について
 17. 議案第 7 号 令和 6 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 5 号）
 18. 議案第 8 号 令和 7 年度柳泉園組合経費の負担金について
 19. 議案第 9 号 令和 7 年度柳泉園組合一般会計予算
 20. 議案第 10 号 柳泉園組合監査委員の選任について
-

1 出席議員

1 番 当 麻 一 哉	2 番 高 橋 和 義
4 番 小 林 たつや	5 番 保 谷 なおみ
6 番 大 林 光 昭	7 番 原 田 ひろみ
8 番 小 西 み か	9 番 やつだ こうじ

2 関係者の出席

管 理 者	富 田 竜 馬
副 管 理 者	澁 谷 桂 司
副 管 理 者	池 澤 隆 史
助 役	西 村 幸 高
会計管理者	後 藤 寿 之
清瀬市市民環境部長	門 田 尚 典
東久留米市環境安全部長	小 泉 勝 巳
西東京市みどり環境部長	白 井 一 嘉

3 事務局・書記の出席

総務課長	米 持 讓
施設管理課長	濱 田 伸 陽
技術課長	横 山 雄 一
資源推進課長	近 藤 修 一
書記	上 里 直 樹
書記	松 本 賢 一
書記	上 嶋 勇 佑
書記	清 水 翼

午前10時00分 開会

○副議長（高橋和義） 定足数に達しておりますので、ただいまより令和7年第1回柳泉園組合議会定例会を開会いたします。

地方自治法第121条の規定により、管理者をはじめ関係者の出席を求めています。

○副議長（高橋和義） 「日程第1、仮議席の指定」を行います。

仮議席はただいま御着席の議席といたします。

○副議長（高橋和義） 「日程第2、選挙第1号、議長の選挙」を議題といたします。

お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選によって行いたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋和義） 御異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選によることに決しました。

お諮りいたします。指名の方法につきましては、代表委員において指名することとしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋和義） 御異議なしと認めます。よって、清瀬市の代表委員であります原田ひろみ議員にお願いいたします。

○7番（原田ひろみ） 議長に西東京市選出の小林たつや議員を指名いたします。お願いいたします。

○副議長（高橋和義） お諮りいたします。ただいま代表委員において御指名いたしました小林たつや議員を議長の当選人と定めることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（高橋和義） 御異議なしと認めます。よって、ただいま御指名いたしました小林たつや議員が議長に当選をいたしました。ここで、会議規則第31条第2項の規定により告知をいたします。

○議長（小林たつや） ただいま議長に当選をさせていただきました西東京市議会選出の小林たつやでございます。皆様の御協力をいただきまして、公平公正な議会運営に努めてまいりたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） 「日程第3、指定第1号、議席の指定」を議題といたします。

議席は、会議規則第3条第1項の規定により、議長においてただいま御着席のとおり指定させていただきます。

ここで、西東京市議会議員の改選に伴い柳泉園組合議会議員が新たに選出されましたの

で、議員各位の自己紹介をお願いしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議ないようですので、自己紹介をお願いいたします。

まず最初に、私から自己紹介を申し上げます。ただいま自己紹介させていただきましたが、議長に選任されました小林たつやでございます。市議会議員としては8期目、こちらの柳泉園組合議会はたしか3回目のような記憶がありますが、といって大したことはないもので、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、第1番、当麻議員から順次お願いいたします。

○1番（当麻一哉） おはようございます。東久留米市議会議員の当麻一哉でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小林たつや） 続いて、2番、高橋和義議員、よろしくお願いします。

○2番（高橋和義） 東久留米市議会議員の高橋和義でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） 続いて、5番、保谷なおみ議員、よろしくお願いします。

○5番（保谷なおみ） 西東京市議会議員、保谷なおみでございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） 続いて、6番、大林光昭議員、どうぞよろしくお願いします。

○6番（大林光昭） 西東京市選出の大林でございます。どうぞよろしくお願いします。

○議長（小林たつや） 続いて、7番、原田ひろみ議員、どうぞお願いします。

○7番（原田ひろみ） 清瀬市選出の原田ひろみです。よろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） 続いて、8番、小西みか議員、お願いします。

○8番（小西みか） 清瀬市選出の小西みかと申します。よろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） 続いて、9番、やつだこうじ議員、よろしくお願いします。

○9番（やつだこうじ） 清瀬市選出のやつだこうじと申します。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） ありがとうございます。

続きまして、西村助役より特別職、関係市職員及び職員の紹介をお願いいたします。

○助役（西村幸高） それでは、紹介をさせていただきます。

初めに、柳泉園組合管理者、富田竜馬東久留米市長でございます。

○管理者（富田竜馬） よろしくお願いします。

○助役（西村幸高） 次に、副管理者、澁谷桂司清瀬市長でございます。

○副管理者（澁谷桂司） よろしく申し上げます。

○助役（西村幸高） 同じく、副管理者、池澤隆史西東京市長でございます。

○副管理者（池澤隆史） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 続きまして、後藤会計管理者でございます。

○会計管理者（後藤寿之） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 次に、関係市の担当部長を紹介させていただきます。

初めに、清瀬市の門田市民環境部長でございます。

○清瀬市市民環境部長（門田尚典） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 東久留米市の小泉環境安全部長でございます。

○東久留米市環境安全部長（小泉勝巳） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 西東京市の白井みどり環境部長でございます。

○西東京市みどり環境部長（白井一嘉） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 続きまして、柳泉園組合職員を紹介させていただきます。

米持総務課長でございます。

○総務課長（米持譲） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 濱田施設管理課長でございます。

○施設管理課長（濱田伸陽） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 横山技術課長でございます。

○技術課長（横山雄一） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 近藤資源推進課長でございます。

○資源推進課長（近藤修一） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 議会の書記としまして、上里庶務文書係長でございます。

○庶務文書係長（上里直樹） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 松本庶務文書係主任でございます。

○庶務文書係主任（松本賢一） よろしく願いいたします。

○助役（西村幸高） 清水庶務文書係主事でございます。

○庶務文書係主事（清水翼） よろしく申し上げます。

○助役（西村幸高） 最後になりましたが、私、助役の西村と申します。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 以上で特別職等の紹介を終わります。ありがとうございました。

○議長（小林たつや） 「日程第４、会期の決定」を議題といたします。

このことにつきましては、２月１９日に代表者会議が開催されております。

清瀬市の代表委員、原田ひろみ議員に報告を求めます。

○７番（原田ひろみ） おはようございます。それでは、報告いたします。

去る２月１９日、代表者会議が開催され、令和７年第１回柳泉園組合議会定例会について協議をしました。今回の報告につきましては、本来は東久留米市選出の代表委員が行うこととなっておりますが、不在でございますので、代表者会議において、今回につきましては私から御報告申し上げることと決定いたしました。

それでは、報告を申し上げます。

議員提出議案として、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例が提出されましたので、議員提出議案第１号として議会に上程することとなりました。

続きまして、令和７年第１回柳泉園組合議会定例会に係る事項となります。令和７年第１回柳泉園組合議会定例会の会期につきましては、２月２６日、本日１日限りといたします。

また、本日の日程といたしましては、お手元に既に御配付のとおりでございます。

まず、「日程第６、選任第１号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を行います。

次に、「日程第７、諸般の報告」は、書面配付をもつての報告といたします。

次に、「日程第８、施政方針」と「日程第９、行政報告」を続けて行い、行政報告の終了後に一括して質疑をお受けいたします。

次に、議案審議に入り、「日程第１０、議員提出議案第１号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第１１、議案第１号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」、「日程第１２、議案第２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第４号）の専決処分について」は、関連がございますので、一括で上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第１３、議案第３号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第１４、議案第４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部

を改正する条例」及び「日程第 15、議案第 5 号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので、一括で上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第 16、議案第 6 号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第 17、議案第 7 号、令和 6 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第 5 号）」を上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

次に、「日程第 18、議案第 8 号、令和 7 年度柳泉園組合経費の負担金について」と「日程第 19、議案第 9 号、令和 7 年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括で上程し、質疑、討論を経て採決いたします。

最後に、「日程第 20、議案第 10 号、柳泉園組合監査委員の選任について」を上程し、採決いたします。

以上で本日予定された日程が全て終了となり、令和 7 年第 1 回定例会を閉会いたします。

以上が代表者会議での第 1 回定例会に係る決定事項でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） 原田議員、御苦労さまでした。

報告は終わりました。

これより代表委員報告に対する質疑に入ります。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって代表委員の報告に対する質疑を終結いたします。

お諮りいたします。今定例会の会期は、代表委員の報告のとおり、本日 1 日限りとし、日程表のとおりといたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議なしと認めます。よって、会期は本日 1 日とし、日程表のとおりとすることに決しました。

○議長（小林たつや） 「日程第 5、会議録署名議員の指名」を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 9 2 条の規定により、議長において次の 2 名を指名いた

します。

第5番、保谷なおみ議員、第6番、大林光昭議員、以上のお二方をお願いいたします。

○議長（小林たつや） 「日程第6、選任第1号、廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任」を議題といたします。

お諮りいたします。廃棄物等処理問題特別委員会委員の選任につきましては、柳泉園組合特別委員会条例第3条の規定により、議長において指名したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議なしと認めます。よって、議長において指名をいたします。

私、小林たつや、保谷なおみ議員、大林光昭議員、以上3名の議員を新たに廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任をいたしたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 御異議なしと認めます。よって、以上の議員を廃棄物等処理問題特別委員会委員に選任することに決しました。

○議長（小林たつや） 「日程第7、諸般の報告」を行います。

諸般の報告に関しましては、お手元に御配付しております書類に記載のとおりでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） ここで、管理者より発言を求められておりますので、これを許可いたします。

○管理者（富田竜馬） 令和7年柳泉園組合議会第1回定例会の開催にあたり、議長のお許しをいただきまして、一言御挨拶を申し述べさせていただきます。

各市とも、第1回定例会の開催中、もしくは開催を控える大変お忙しい中、議員の皆様におかれましては、本日の定例会に御出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。

本日の定例会におきましては、令和7年度における主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方について申し上げさせていただき、行政報告の中では、令和6年11月から令和7年1月までの主な事務事業につきまして御報告させていただきます。また、御案内のとおり、専決処分、補正予算及び令和7年度予算案など、10件の議案を御提案

させていただきます。よろしく御審議賜りますようお願い申し上げます。

以上、簡単ではございますが、第1回定例会の開会にあたりましての挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） ありがとうございます。

○議長（小林たつや） 「日程第8、施政方針」及び「日程第9、行政報告」を続けて行います。なお、質疑につきましては、行政報告が終了した後、一括してお受けいたします。

まず、施政方針を行います。富田管理者、お願いいたします。

○管理者（富田竜馬） 令和7年第1回柳泉園組合議会定例会にあたり、令和7年度における柳泉園組合の主な課題とその対応及び事業運営に対する基本的な考え方を述べさせていただきます、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力をお願い申し上げます。

まず、事業運営について申し上げます。

当組合においては、中間処理施設の立場から、より資源循環型社会構築に寄与するため、資源化への情報発信・情報提供を推進し、さらなる資源化を図り、地球温暖化対策の推進として、発電による廃棄物エネルギーを有効活用することで化石燃料の使用量を削減し、脱炭素化に引き続き貢献してまいります。

次に、東久留米市内の小中学校及び公共施設へ供給をしております地産地消電力の取組について、電力を供給する発電所として、令和5年10月から清瀬市及び西東京市の御理解、御協力の上、試行的に実施させていただいております。

本年度につきましては、関係市と事業の在り方について検証及び検討し、次期事業の実施に向けた協議を進めてまいります。

当組合の廃棄物処理事業の継続はもちろんのこと、ごみ処理が滞ることがないように、引き続き、維持管理を工夫し経費の節減を図りながら、日々排出される廃棄物の衛生的で安全・安定した処理を第一に考え、環境に配慮した施設運営に努めてまいります。

次に、当組合の課題とその対応について申し上げます。

初めに、負担金の抑制について申し上げます。

関係市の財政事情は、物価高騰等から様々な施策を抱えている現状を踏まえると、依然として厳しい状況であるため、引き続き歳出経費の削減と負担金以外の歳入確保に努めることが必要であります。

歳出については、決算不用額が多くなることがないように、各種経費について精査し、必要最小限の支出に抑えてまいります。また、令和7年度においても引き続き、買電電力ゼロを目標にまいります。

歳入については、負担金以外の自主財源は、社会経済などの影響による増減はありますが、負担金総額が極端に増額することがないように、特に売電電力は、年間を通して綿密な運転計画を基に効率的な運転実施による電力量を確保すること。また、資源回収物等の売払収入による歳入の確保にも努めてまいります。

次に、人事管理について申し上げます。

新規職員の採用について、将来において安定した組織を維持するため、職員の年齢構成を考慮した採用を引き続き行ってまいります。また、人員については総数の範囲内で引き続き「定員管理計画」どおりの計画的な管理を行ってまいります。なお、関係市との人事交流につきましては、当組合が事務事業を円滑に進める上で、関係市と意思の疎通を図ることは極めて重要であるという認識から、令和2年度から2年ごとの交流を再開し、現在は西東京市と交流しております。令和8年度以降につきましても引き続き交流を深めてまいります。

次に、令和7年度予算編成について申し上げます。

予算編成にあたりましては、歳入の使用料及び手数料について、令和5年度の決算額及び令和6年度の決算見込みを基に精査した上で計上しております。また、歳出につきまして、人件費、委託業務及び工事請負費が増額しておりますが、積立金は減額しております。また、各施設の維持管理に係る経費は、基本的に過去の決算額を基に精査した上で必要経費を計上しております。

本年度の歳入歳出予算の総額は、歳入において繰入金及び繰越金が増額と、歳出において人件費、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業等の各種委託料及び工事請負費が増額したことにより、前年度に比べ2億3,820万6,000円増の29億5,105万6,000円となります。なお、関係市の負担金総額につきましては、前年度に比べ3,708万1,000円減の12億5,492万1,000円となります。

次に、令和7年度の主要施策について申し上げます。

初めに、総務関係について申し上げます。

本年度の人員体制については、暫定再任用職員1名を含む職員32名体制といたします。

次に、施設関係について申し上げます。

清柳園について、清柳園焼却施設解体工事監理業務委託として1,252万9,000円、清柳園焼却施設解体工事に3億5,187万6,000円をそれぞれ計上しております。この解体工事につきましては、令和6年度から令和8年度までの期間で、併せて解体工事の施工監理につきましても業務委託をするものでございます。こちらには、清柳園解体事業基金を充当し、一般財源からの支出はございません。また、新規事業等として令和7年度においても引き続き二酸化炭素消防設備容器弁交換補修及び構内道路舗装補修などを含めた修繕料に3,432万1,000円、樹木剪定委託に801万9,000円を計上しております。

次に、ごみ処理施設関係について申し上げます。

まず、新規事業としてクリーンポート航空障害灯設備更新工事でございます。こちらは、既設航空障害灯ランプ及び制御基板の製造中止に伴い、航空法に基づいた維持管理が必要となることから、航空障害灯の更新工事経費として2,944万3,000円を計上しております。また、引き続きクリーンポート照明器具交換工事経費として2,146万9,000円を計上しております。

次に、柳泉園クリーンポートについて申し上げます。

可燃ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して1,551トン、2.6%減の5万9,054トンを見込み、昨年11月より支援しております石川県能登半島地震に伴う災害廃棄物の広域支援として、本年度は150トンの受入れを見込んでおります。

柳泉園クリーンポートでの焼却量は、関係市の可燃ごみ及び不燃・粗大ごみ処理施設などから発生する可燃物等の5,323トン並びに災害廃棄物の150トンを含めると、前年度の当初計画量と比較して4,444トン、6.4%減の6万4,527トンを見込んでおります。

焼却後に発生する残渣については、焼却残渣に含まれている金属類を資源物として回収し、金属類回収後の残渣7,725トンは、日の出町二ツ塚廃棄物広域処分場内のエコセメント化施設へ搬送することにより、エコセメントとして再利用いたしますので、焼却残渣の埋立計画はございません。

柳泉園クリーンポートにおいては、運転・維持管理などの業務や大規模補修を含めました15年間の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業は9年目を迎え、施設は大きな問題もなく順調に稼働しております。本年度は物価高騰等の影響を踏まえ、その委託経費として、10億8,165万2,000円を計上しております。

発電計画につきましては、本年度においても引き続き安定した施設稼働をすることにより、発電電力量の確保を図ってまいります。

これらの事業内容などの情報は、広報紙「りゅうせんえんニュース」や柳泉園組合のホームページを活用し、情報提供を推進してまいります。

次に、不燃・粗大ごみ処理施設について申し上げます。

不燃ごみ及び粗大ごみの処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して67トン、0.9%減の7,755トンを見込んでおります。

不燃・粗大ごみ処理施設で破砕処理後に発生する、軟質系プラスチック類4,021トンと可燃物1,289トンは、柳泉園クリーンポートで焼却処理を行います。また、処理後に発生する硬質系プラスチック類1,720トンとリサイクルセンターから発生する雑物5トンについては、前年度に引き続き、ガス化溶融として再利用いたします。このことにより、本年度においても不燃物の埋立計画はございません。

また、リチウムイオン電池等の危険ごみについては、当組合を含め近年全国的に火災が発生していることから、消火対策を図った上で引き続き火災・爆発防止に努めてまいります。なお、本年度から粗大ごみの処理過程において、僅かではございますが、試行的にポリプロピレン製衣装ケースを分別し、マテリアルリサイクルによるCO₂排出量の削減に努めてまいります。

不燃・粗大ごみ処理施設は、安定した処理を図るため、破砕機部品を含めました消耗品費として2,621万円、経年劣化の著しい部品の交換を含めました設備機器類の定期点検整備補修費として2,085万4,000円、破砕機部品補修及びごみ投入クレーン補修などを含めた修繕料に、1,385万8,000円をそれぞれ計上しております。

また、関係市から搬入される水銀含有廃棄物の管理体制については、廃乾電池は保管用のドラム缶に蓋をした上でロックし、さらに封印をしております。また、廃蛍光管については保管するヤードに門扉を設置し、施錠をしております。本年度においても引き続き、適切な管理に努めてまいります。

次に、リサイクルセンターについて申し上げます。

資源物の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して134トン、3.1%増の4,517トンを見込んでおり、缶、ペットボトル等は、リサイクルセンターで選別処理及び圧縮梱包等した上で資源化いたします。

リサイクルセンターは、安定した処理を図る上で、経年劣化の著しい部品の交換を含め

ました設備機器類の定期点検整備補修費として、1,444万2,000円を計上しております。

次に、し尿処理施設について申し上げます。

し尿の処理につきましては、関係市の搬入計画に基づき、年間搬入量は前年度の当初計画量と比較して、17キロリットル、2.4%減の685キロリットルを見込んでおり、処理後の汚水については、15倍程度に希釈した上で公共下水道へ放流いたします。安定した処理を図る上で、設備機器類の定期点検整備補修費として、453万7,000円を計上しております。

次に、厚生施設について申し上げます。

本年度、ポンプ類点検整備補修及び屋上防水補修などの修繕料に1,321万4,000円、指定管理料として7,649万3,000円を計上しております。

次に、今後の組合の課題について申し上げます。

まず、清柳園焼却施設解体事業でございます。

令和6年9月2日に契約後、11月に解体工事につきまして住民説明会を実施し御理解をいただいたことから、準備工事、工事前環境測定、仮設工事を始めたところでございます。令和7年度以降につきましては、有害物除去、焼却施設解体工事及び汚染土壌撤去工事を進め、令和8年度中に敷地整地工事を終える予定としております。

また、当初予定しておりましたロードマップでの解体事業基金では、実施設計によって不足する積算となりましたが、入札の結果、当初の解体事業基金6億円以内で収まったため、予定しておりました令和7年度追加積立てはございません。今後につきましては、跡地の活用について清瀬市からの申出がございましたので、具体的な協議をまいります。なお、解体工事期間中の環境保全対策等を図るとともに、周辺住民の方への工事進捗については、適宜情報提供を行い、確実に解体事業を進めてまいります。

次に、厚生施設の運営管理でございます。

指定管理者による運営管理が始まって5年目を迎えるところでございます。この間、モニタリング指針に基づき、指定管理者による事業運営をよい形で行えるよう指導、監督及び協力の上、利用者へのサービスや利便性の向上を果たしてきました。

令和7年4月1日からの厚生施設使用料等の改正につきましては、厚生施設使用料適正化検討委員会の答申に基づき、説明会等を開催しており、利用者に御理解をいただいたことから、浴場施設やテニスコート等の料金改正を実施いたします。

また、本年度は、令和８年度以降の指定管理者の選定手続を実施することとなりますが、令和３年度導入開始から、これまでの指定管理者の運営を振り返って、改善すべきところを整理しながら準備を進めてまいります。

次に、「柳泉園組合と東村山市におけるごみの広域処理の可能性について」でございます。

昨年４月１１日に東村山市より当組合へごみの広域処理の可能性について、協議の場の設定の申入れがございました。その後、柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会及び同幹事会を設置し、現在までに２回協議会を開催の上協議を経たところでございます。また、本年１月には協議会において、幹事会での中間報告がなされております。

こちらは中間報告ではございますが、「ごみの広域処理は可能」と判断されているところでございます。本年３月末には、協議会としての検討及び協議等の最終報告がまとまり、４月に本報告書につきましては、柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会会長より、管理者である私、関係市及び東村山市の各市長に報告がなされるものと考えております。

最後に、組合運営にあたっては、ごみの排出状況の変化に対応すべく、引き続き環境行政の一端を担う中間処理施設として、事業継続を第一に廃棄物処理の停滞を招くことのないよう、当組合の役割を果たしてまいります。また、費用対効果を精査した各施設の効率的な運営はもちろん、今後も適切な事務・事業の遂行、情報発信・情報提供を行い、効果的な施設運営に努めてまいりたいと考えております。

以上をもちまして、令和７年度の組合事業に関する基本的な考え方を申し述べましたが、柳泉園組合議会、関係市住民の皆様並びに周辺地域の皆様の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げまして、施政方針とさせていただきます。

○議長（小林たつや） 富田管理者、御苦労さまでした。

次に、「日程第９、行政報告」を行います。

○助役（西村幸高） それでは、行政報告をいたします。

今回の行政報告につきましては、令和６年１１月から令和７年１月までの３か月間の柳泉園組合におきます事業運営等の報告となります。

初めに、１ページ、総務関係、１、庶務について、（１）事務の状況について、特に通常の事業運営と異なる点につきまして御報告いたします。

１１月１４日に第２回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会幹事会を開催

し、必要事項の調査、検討及び連絡調整等を行いました。また、12月25日に第2回柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会を開催し、幹事会より中間報告を受けました。

次に、1月8日から20日にかけて、令和7年度一般会計予算（案）について協議するため、持ち回りで管理者会議及び事務連絡協議会を開催いたしました。

また、記載はございませんが、2点御報告をさせていただきます。

まず1点目は、清柳園焼却施設解体工事住民説明会についてでございます。11月3日に、地元自治会を対象に、清瀬市下宿にあります八幡神社集会場において1回目を開催し、13名の方に御参加いただきました。また、11月9日に、地元自治会以外の市民の皆様に対し、清瀬市下宿地域市民センターにおいて2回目を開催し、5名の方に御参加をいただきました。いずれの説明会におきましても、特段御意見等はなく、滞りなく終了いたしております。

2点目は、新清掃施設整備検討委員会についてでございます。新清掃施設の基本構想を策定するため、関係市課長級職員、当組合課長級職員及び課長補佐級職員で、11月15日、12月26日及び1月23日に委員会を開催しております。また、1月31日から2月14日までの期間、新清掃施設整備基本構想（素案）に対する意見の募集を実施いたしましたが、応募はございませんでした。

4ページ、ごみ処理施設関係でございます。

表4-1から9ページの表6までを併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、1、ごみ及び資源物の搬入状況について。

今期におきます関係市のごみの総搬入量は、4ページ、表4-1に記載のとおり、1万6,440トンでございます。これは昨年同期と比較し472トン、2.8%の減少となっております。

内訳でございますが、可燃ごみは、4ページ、表4-2に記載しておりますとおり、1万4,448トンで、昨年同期と比較し462トン、3.1%の減少となっております。なお、令和3年4月より、広域支援といたしまして、可燃ごみ処理施設を建て替え中の小平・村山・大和衛生組合から可燃ごみを受け入れており、今期は624トンの受入れを行いました。また、緊急の要請があったことから、ふじみ衛生組合からも可燃ごみ462トンの受入れを行いました。さらに、災害廃棄物広域支援として、令和6年能登半島地震に伴う、石川県輪島市及び珠洲市で発生した災害廃棄物を令和6年11月5日から受入れを開始し、

今期は121トンの受入れを行っております。その内訳は4ページ、表4-1及び5ページ、表4-2の他市の欄に記載のとおりでございます。

不燃ごみは、5ページ、表4-3に記載のとおり、1,663トン、昨年同期と比較し42トン、2.5%の減少となっております。

粗大ごみは、6ページ、表4-4に記載のとおり、328トン、昨年同期と比較し32トン、10.8%の増加となっております。

なお、関係市各市別、月別の各ごみの搬入量の内訳といたしましては、4ページ、表4-1から6ページの表4-4に記載のとおりでございます。

続きまして、6ページ、表4-5は、1人1日当たりのごみ量を表にまとめたものでございます。

7ページ、表5-1及び表5-2は、有害ごみの蛍光管、乾電池の搬入状況でございます。

8ページ、表5-3につきましては動物死体の搬入状況でございます。近年、犬、猫のほかに、ハクビシン、タヌキ、アライグマ等の動物搬入が多いことから、犬、猫に分類せずに、その他として改めさせていただいております。

9ページ、表6は資源物の搬入状況をまとめたものでございますが、今期の総搬入量は1,188トンで、昨年同期と比較し23トン、1.9%の減少となっております。

続きまして、10ページ、2、施設の稼働状況について。

11ページ、表7から14ページの表12-3を併せて御参照いただきたいと思います。

初めに、(1)柳泉園クリーンポートについて。今期においては、10月より継続して実施していた1号炉の定期点検整備補修が11月に完了しております。また、1月に3号炉の定期点検整備補修を実施しております。

表7の柳泉園クリーンポート処理状況でございますが、柳泉園クリーンポートで焼却しております可燃物等の焼却量は合計1万7,008トンで、昨年同期と比較し118トン、0.7%の減少となっております。

表8の排ガス中のばい煙測定結果は、11月につきましては1号炉と3号炉、12月につきましては1号炉と2号炉、1月につきましては2号炉と3号炉で実施し、いずれにおきましても排出基準に適合しております。

12ページ、表9のダイオキシン類測定結果につきましては、11月に排ガス中及び土壌中のダイオキシン類測定を周辺自治会の皆様のお立会いの下で実施し、12月に作業環

境中のダイオキシン類測定を実施し、1月に排ガス中のダイオキシン類測定を実施し、いずれにおきましても排出基準に適合してございます。

表10は水銀濃度分析測定結果でございます。今期におきましても水銀の検出はございませんでした。

13ページ、表11、下水道放流水測定につきましては、毎月2回実施し、排除基準に適合してございます。

放射能関係の測定につきましては、焼却灰等と排ガス中の放射性物質濃度測定を毎月1回、敷地境界の空間放射線量測定を毎週1回行っております。これらの結果は、13ページ、表12-1から14ページの表12-3に記載しており、測定項目全てが基準に適合しております。

可燃ごみ内容物調査につきましては、11月に私車5台、12月に私車6台、1月に私車4台に対し実施し、さらに、可燃ごみ中の混入不燃物調査といたしまして、12月に関係市ごとに公車、私車を各1台、合計6台に対し実施しております。また、11月には、広域支援により可燃ごみを受け入れております小平・村山・大和衛生組合において、車両2台に対して可燃ごみの展開調査が実施されております。

続きまして、15ページ、(2)不燃・粗大ごみ処理施設について。今期は、11月に定期点検整備補修、12月にバグフィルター清掃、1月にごみ投入クレーン補修を実施いたしました。

表13、不燃・粗大ごみ処理施設処理状況でございますが、不燃ごみと粗大ごみの処理量は1,991トンで、去年同期と比較し11トン、0.6%の減少となっております。

続きまして、(3)リサイクルセンターについて。今期は故障等もなく、順調に稼動しております。

表14、リサイクルセンター資源化状況についてでございます。資源化量は1,188トンで、去年同期と比較し23トン、1.9%の減少となっております。

16ページ、3、最終処分場について。

表15を併せて御参照ください。

焼却残渣は引き続き東京たま広域資源循環組合日の出町二ツ塚処分場内のエコセメント化施設に全量を搬出し、今期は1,904トン、去年同期と比較し123トン、6.1%の減少となっております。こちらの焼却残渣につきましては、小平・村山・大和衛生組合、ふじみ衛生組合及び石川県輪島市・珠洲市の広域支援分も含んでございます。

続きまして、4、不燃物再利用状況についてでございます。不燃・粗大ごみ処理施設及びリサイクルセンターで発生いたしました不燃物やくずガラスにつきましては、全て埋立処分をせず、ガス化溶融により燃料ガスや路盤材として再利用を行っております。表16に記載のとおりでございます。

続きまして、17ページ、し尿処理施設関係でございます。

表17-1から表17-3までを併せて御参照ください。

1のし尿の搬入状況でございます。

今期のし尿の総搬入量は180キロリットルで、昨年同期と比較し22キロリットル、10.9%の減少となっております。

18ページ、2、施設の稼働状況について。

今期は、11月に沈砂槽、受入槽、前貯槽清掃、1月に貯留槽の清掃を実施いたしております。

表18のし尿処理施設における下水道放流水測定結果につきましては、測定項目全てにおきまして排除基準に適合しております。

19ページ、施設管理関係でございます。

1、厚生施設について。

表19-1から20ページ、表19-3を併せて御参照ください。

(1) 施設の利用状況について。各施設の利用状況を昨年同期と比較しますと、一般用野球場、学童用野球場、多目的室1・2・3、和室2、室内プール、浴場施設及びトレーニング室におきましては、いずれも増加となっております。なお、和室1におきましては減少、テニスコートにおきましては同数となっております。

20ページ、(2) 施設の収入状況についてでございますが、表20に記載のとおりであり、昨年同期と比較しますと114万4,350円、6.4%の増加でございます。

続きまして、21ページ、(3) 施設の管理状況についてでございますが、室内プール及び浴場施設の水質測定結果を表21及び表22に記載してございます。いずれも水質基準に適合してございます。

また、前回も御報告させていただきましたが、小平・村山・大和衛生組合の広域支援につきましては、近年のごみ搬入量の減少傾向に加え、現在建設中の新焼却施設が当初計画より前倒しで、令和7年6月より可燃ごみの全量受入れが可能となったことから、広域支援を受けずに既存施設の運転計画において対応できるということであり、令和6年度末を

もって広域支援を終了することとなりました。

以上、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。

○議長（小林たつや） 西村助役、御苦労さまでした。

以上で施政方針及び行政報告が終わりました。

これより施政方針及び行政報告に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○2番（高橋和義） それでは、施政方針を管理者からしていただきました件に関して、もう少し詳細をお聞きしたいので、質問をさせていただきます。大きく5点質問させていただきます。

まず1点目は、電力の地産地消の取組についてというところであります。報告の中で、これまでの検証と検討ということが述べられておりましたが、これはどのように今後行っていくのかということと、あわせて、次期事業の実施に向けた協議、これももう少し詳細を伺いたいと思います。

大きな2点目として、負担金の抑制についてであります。また具体的に取組をお伺いしたいのですが、歳出の抑制と歳入の増加、確保の取組、これが大きな柱になってくるのですが、特に歳入確保の取組について、具体的な取組があればお伺いしたいと思います。

大きな3点目です。リチウムイオン電池原因の火災が、昨年ですかね。2回ほど当組合で起きました。そのときはかなり議会でも話題になりました。その後、リチウムイオン電池原因の施設の火災の状況ですとか、今後火災を起こさない取組ですとか、ありましたら教えていただきたいと思います。

4点目、厚生施設の指定管理者についてであります。様々、この2年間で本当に改善をしていただいて、使いやすくなったところが多々あったと記憶をしております。そういった意味も込めて、今後改善すべき点があればお伺いしたいと思います。

最後、5点目です。ごみの広域処理の可能性について中間報告が幹事会から出されたということでもあります。これは各市議会で報告をすることになるのですが、結局、広域処理の可能性については、議会も詳細をあまり把握していないというのが現状でございます。結局のところ、何をもって中間処理が可能と判断されたのか、改めて詳細を伺いたいと思います。また、今後の広域化が始まった場合の負担金の検討について、スケジュールとかがお分かりでしたらお願いしたいと思います。

以上5点です。

○技術課長（横山雄一） それでは、電力地産地消についての御質問にお答えいたします。これまでの検証、検討と、次期事業の実施に向けた協議についてのお尋ねでございました。まず、電力地産地消につきましては、脱炭素社会の実現に向けた取組の1つとして、当組合の余剰電力を東久留米市内の公共施設で試行的に活用しております。これまでの検証でございますが、主に実施状況について情報共有をしております。基本的に余剰電力がどれぐらいで、使用電力がどれぐらいかということを確認してまいりました。今後につきましては、令和7年度は、運用面を含めて、関係市と次期契約に向けた協議、検討を行いまして、令和8年度には次期業者の選定を行う予定としているところでございます。

○総務課長（米持譲） それでは、2点目の負担金の抑制について、具体的な取組というところで答弁をさせていただきます。当組合の負担金以外の自主財源につきましては、ごみ処理手数料、各種売払いが主なものとなっております。その他の財源確保ということとはなかなか難しい状況ではございますが、歳入におきましては、柳泉園クリーンポートにおきまして、綿密な運転計画を基に、効率的な運転実施による電力量の確保をすることに努めてございます。また、資源回収物等の売払い収入による歳入の確保に努めていきたいと考えているところでございます。次に、歳出におきましては、施設の補修等におきまして、予防保全にのっとりた明確な計画を持って、負担金の急な増額にならないよう配慮をさせていただいているところでございます。

少し飛びまして、最後の5番目の質問のごみの広域処理の可能性について御答弁させていただきます。こちらにつきましては、柳泉園組合・東村山市ごみ処理広域化可能性協議会幹事会での中間報告ではございますが、ごみの広域処理は可能と判断をしているところでございます。理由としましては、大きく3点から判断をしております。1点目として、ごみ処理の現状等の確認、比較について、関係市と東村山市とで大きな差はないこと、2点目として、施設の規模、処理能力は、新施設については国及び東京都の方向性との整合性が図れる施設建設が可能としております。既存の柳泉園クリーンポートにつきましては、焼却処理能力より、将来的な受入れが可能と判断しております。3点目として、搬入車両台数について、ピーク時と比較して少なく、周辺道路への影響はないとの判断の下、中間報告を行ったところでございます。また、今後の負担金の検討スケジュールでございますが、現状、負担金の計算については何も変更がないところでございますし、この先につきましては、ただ、可能性の有無の判断をしているところでございますので、現状、お示しはできないところでございます。

○資源推進課長（近藤修一） 不燃・粗大ごみ処理施設の火災・爆発防止対策についてでございます。令和5年2月に不燃・粗大ごみ処理施設の集積場で比較的規模の大きな火災が発生いたしまして、2週間ほど施設の運転を停止いたしました。仮復旧工事を請け負った事業者の協力もございまして、収集に影響を及ぼすことなく処理を再開できました。その後は大きな火災、爆発等は発生しておりません。これまで実施した火災、爆発等に係る対策といたしましては、まず、ごみの手選別ラインのごみの厚さを薄くして、コンベヤ速度を遅くすることで手選別の精度を上げて、発生物の除去に努めております。また、可燃物コンベヤや集積場の消火設備を改良いたしまして、発火の際に早期に効果的な対応が可能としております。さらに、手選別等で分別された二次電池につきましては、放電処理を行い、発火・発煙しない状態とした上で保管・搬出しております。今後も引き続き当組合として効果的な対策を検討するとともに、関係市と排出及び収集段階における具体的な対策を協議してまいります。

○施設管理課長（濱田伸陽） それでは、厚生施設の指定管理者における今後の改善すべき点というところでの答弁をさせていただきます。今まで、トレーニング室などへのWi-Fiの導入だとか、そういったところで利用者の状況が増えたというところでは非常によかったと考えておりまして、現時点で考えられる課題としましては、利用状況が減っています和室の利用形態についても検討をしていく必要があると考えておりまして、令和7年度までは指定管理者の5年目の継続期間となっております。さらに、令和8年度になりまして指定管理者の指定になってくるところでございます。今後、その募集をする際にあたっては、課題や問題点を洗い出した上で指定管理者の選定手続を進めていきたいと考えております。

○2番（高橋和義） 御答弁ありがとうございました。本当によく理解できました。

再質問は行いませんが、意見と要望をさせていただければと思います。

1点目は本当によく分かりました。これについては、本当にぜひこれからも取組を進めていただきたいなと思っております。

2点目の歳入、歳出についてですが、以前私が質問をさせていただいた自主財源の関係の中で、財産収入のところでは基金の運用を質問させていただいたのですが、今回の令和7年度の当初予算の中にもここが増額ということで見せていただきまして、本当に着実に数字で見えて、変わってきているなと思っております。ここもぜひ注視していただいて、ここは、逆に言うと余力というか、増えてくる可能性が大いにあるのかなと思っていますの

で、ぜひ今後2年間見ていただきたいなと思っております。

3点目のリチウムイオン電池原因の火災については、これが話題になったときには火災保険の件が話題になったのですが、これも負担割合が10対ゼロではなくて、たしか7対3ぐらいだったのかな。8対2ぐらいの割合の火災保険だったという記憶をしておりますが、これも、通常、毎年このような火災が起きるわけではないので、いつ起きるかは分からないですが、保険に関しても検討して、保険の内容も精査していただきたいなと思っております。

4点目の厚生施設に関しては、この2年間で非常に大きく方向転換をして、よくなったなと思っております。和室に関しても、トレーニング室に関しても要望させていただいた点で、トレーニング室に関しては、Wi-Fiの増強ですとか、機具の充実ですとか、こういったものに具体的に取り組んでいただいて利用者が増えていったということもございます。これもぜひこれから進めていっていただきたいなと思います。

5点目、最後も本当によく分かりました。これをもって市議会に報告をさせていただきたいなと思っております。今後は引き続き、この一、二年が大事な時期になってきますけれども、私自身としても注視をしてまいりたいと思っておりますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。ありがとうございました。

○6番（大林光昭） では、私からも何点か質問をさせていただきます。

まず、今、同僚議員からもありましたけれども、まず、電力地産地消の取組についてであります。これは、大変恐縮ですけれども、改めて、どのような取組なのかの概要です。発電した電力をどのように供給されて、そして、東久留米市側でどのように活用をされているのかということについて確認をさせていただきたいと思います。それから、今後検証、検討をして協議を進めていくということでもありますけれども、この検証、検討の結果、あるいは、状況というものは関係市にどのように報告をなされるのかについてもお聞かせをいただきたいと思います。

それから、2点目でありますけれども、これも同僚議員からありましたが、施政方針の中でも負担金以外の歳入確保に努めるということが述べられておりますけれども、歳出に対する自主財源の割合について、どの程度が望ましいと考えておられるのか、柳泉園組合としての考え方をお聞かせください。

それから、3点目であります。最後になります。跡地の活用について清瀬市から申出があったということですので、この申出の概要をお聞かせください。また、あわせて、

今後協議が行われるということでもありますので、柳泉園組合としての基本的な方針、考え方があればお聞かせください。

○技術課長（横山雄一） それでは、電力地産地消についての御質問にお答えいたします。取組内容、活用方法、検証結果の報告方法についてのお尋ねでございました。まず、電力地産地消の取組内容でございますが、令和5年10月から開始をいたしております。こちらについては関係市と協定を結びまして、まずは試行的に、東久留米市内の24か所の公共施設に電力を供給しているものでございます。こちらの供給方法ですが、当組合が発電した電力のうちの余剰電力を、まずは業者に売電します。その売った電力を、東久留米市が同業者と契約をいたしまして、そこから購入している状況でございます。また、検証結果の報告につきましては、事務連絡協議会という関係市の部長、課長で構成する会議がありまして、そちらで報告を逐一している状況でございます。今後については、その検証結果を基に、引き続き1市でやっていくのか、それとも2市を加えてやっていくのか、その辺を具体的に協議していきたいと考えているところでございます。

○総務課長（米持譲） まず、負担金の抑制というところの質問に御答弁させていただきます。歳出に対する自主財源はどの程度が適正かというところでございますが、負担金につきましては50%前後という形で考えてございますので、歳出に対する自主財源につきましても極力50%前後でいきたいということで考えているところでございます。

2点目の清柳園の跡地利用のところでございます。昨年、清瀬市から跡地について活用の申出がございました。本年度、事務連絡協議会を通しまして具体的な協議を進めていきたいと考えているところでございます。

○6番（大林光昭） ありがとうございます。

まず、電力地産地消の取組につきましては理解をいたしました。それで、情報については関係市の部長の会議で情報共有をされているということでもありますので、これはまた別の機会に確認をさせていただきたいと思います。

それから、自主財源についてもよく分かりました。これを基に、また今後見ていきたいと思います。

3点目の清柳園の跡地活用についてであります。今の御答弁から推察をするに、跡地活用の意思があるということなのだろうと思います。これは理解をいたしました。当然、財産に関わることでありますので、基本的な柳泉園組合としての今後交渉に臨んでいくにあたっての考え方があればお聞かせください。

○総務課長（米持譲） 現段階では、具体的な活用をしたいというところで申出があったところでございますが、以前協議をしている中では、当組合としての考えは基本的に売却という形で考えているところでございます。

○6番（大林光昭） 終わります。

○7番（原田ひろみ） お願いいたします。

厚生施設の指定管理の選定が令和8年度に向けてあるということなので、今年度は指定を改めてということだと思いますので、私も少しお聞きしたいのですが、いろいろな改善が今の指定管理者の下でも行われてきたということは、質疑にもあったとおり、分かったのですけれども、何というのでしょうか。もう少し利用者の方々を増やしていくための取組として、現状、頑張っていること、あるいは、こちらとして求めていることなどがあれば教えていただきたいと思います。前から要望をしてきているのですが、ぜひやはり足の確保というか、バスの運行が一番現実的かなと思うのですけれども、もちろん関係市で共通してできれば一番いいのですが、特に清瀬市では、銭湯が1か所も市内になくなってしまったということと、市民プールもなくなってしまったという経過があります。そうした面から、バスの運行を望む声がやはりとても多いですので、何とか柳泉園組合としても検討ができないか、指定管理者の更新の時期に改めて検討できないかということがありますので、その辺の考え方もお聞きできればと思います。

あと、この報告の中にはないのですが、浴場の水は、以前の柳泉園組合議会の議事録を見ますと、井戸水を活用しているということがありました。今、井戸水に関しては、やはりPFASの問題がかなり実態が分かってきていて、国の環境省が規制の強化を打ち出しています。実施自体は2026年4月からなので、まだ少し先なのですけれども、現在の管理の目安を、暫定目標値から水道法上の水質基準に引き上げる方針を固めたということが報道されていました。井戸水の活用についてもやはりきちんと検査をして、基準値に照らしてどうなのかということは把握していく必要が、井戸水を活用している以上はあるのかなと考えているのですが、その辺についての考え方も、内部で検討があれば教えていただきたいと思います。

○施設管理課長（濱田伸陽） まず1点目は、厚生施設の指定管理について、今までの実績といいますか、いわゆる利用状況も増加を図ってきたというところに関しましては、やはり指定管理者における企業努力というものは、いろいろな教室事業だとか、イベント事業を行った結果、利用促進にはつながっているというところが1点ございます。そういっ

た形では、今後においても令和7年度までが今期の指定管理者の事業期間となりますけれども、令和8年度以降におきましても、今、モニタリングを行っていますので、モニタリング結果を踏まえながら、いい点、悪い点も改善しつつ、今後の指定管理事業における利用促進、あるいは、利用者へのサービス向上に努めてまいりたいと考えております。

2点目についてでございます。2点目につきましては、厚生施設では地下水を利用させていただいております。浴場のお水だとか、室内プールにも利用させていただいております。現状ですけれども、基本的には室内プールと浴場では地下水を利用していますが、室内プールや浴場における品質管理は都条例等の規定により水質分析を実施しております。行政報告にも結果が出ています。そのとおりでございます。その結果は、水質基準を満たして、適切な状態ではあるのですが、今、議員がおっしゃったように、地下水使用による有機フッ素化合物の調査を実施することはどうなのかというところでございました。これも、現状の浴場だとか、室内プールで井戸水を使っているからといって、国や都から調査をなささいという御指導はないのです。ですので、有機フッ素化合物であるPFAS、PFOAの分析は実施しておりません。ただし、地下水調査の必要性は、今後も国や都の動向について注視できればと考えております。

○7番（原田ひろみ） ありがとうございます。

指定管理者の選考については、ぜひ利用者の皆さんの声をしっかり聞いていただきたいと思ひますし、よりよい厚生施設の運営につながるよにということには本当に皆さんが望むことだと思ひますので、お願いしたいと思ひます。最初の指定管理者を選考するときに、バスの運行を提案してくれた業者があったのだということをは以前伺いましたので、その可能性があるのであれば追求していただきたいなという思ひがやはりあります。できれば、子供たちがプールに通うことが多分多くなる夏場だとかだけでも試行運転をするとか、そういうことも含めて柔軟に検討いただければありがたいと思ひています。要望しておきます。

あと、地下水、井戸水のことは、2026年4月から実施を目指すということが報じられていますので、恐らく、今行っている条例に基づいた水質検査・管理の中にもPFASのことは入ってくると思ひのです。各自治体での独自の検査も始まっていくということが、2025年から始まっていくということも報道されていますので、ぜひそれは先行実施というか、国や東京都から言われる前から、住民の不安に応えるという意味では、できるところから始めていただくことも大事かなと思ひます。もちろん、飲み水ではないにし

でも、やはり体に直接触れるものですので、ぜひそこは検討していただければと思いますので、要望しておきます。お願いいたします。

○議長（小林たつや） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって施政方針及び行政報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（小林たつや） 続いて、「日程第10、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○1番（当麻一哉） それでは、議員提出議案第1号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の提案理由について御説明を申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行による刑法の改正、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律により、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、柳泉園組合議会においても規定を整備する必要があるため、御提案申し上げるものでございます。

御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 当麻議員、御苦労さまです。

以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議員提出議案第1号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって議員提出議案第1号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議員提出議案第1号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

討論がある方は、まず、原案に反対の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） なしと認めます。

次に、賛成の方の討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって議員提出議案第１号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例の討論を終結いたします。

これより議員提出議案第１号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議員提出議案第１号、柳泉園組合議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（小林たつや） 「日程第１１、議案第１号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について」及び「日程第１２、議案第２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第４号）の専決処分について」は、関連がございますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第１号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、令和６年東京都人事委員会勧告に準じ、東久留米市において東久留米市職員の給与に関する条例の一部が改正されました。当組合においても同様の改正を行うため条例の整備を要することから、令和６年１２月２４日に給与改定に係る本条例の一部を改正した条例について、地方自治法第１７９条第１項の規定によりまして専決処分をさせていただき、改正条例を公布いたしました。したがって、地方自治法第１７９条第３項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

続きまして、議案第２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第４号）の専決処分についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分をしたことから、予算総額に変更はございませんが、現予算の歳出を調整する必要が生じました

ので、令和6年12月24日に本補正について、地方自治法第179条第1項の規定によりまして専決処分をさせていただきました。したがって、地方自治法第179条第3項の規定によりまして御報告させていただくものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明をさせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 富田管理者、お疲れさまです。

それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

議案第1号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

今回の条例改正は、公民較差解消のため、初任層に重点を置きつつ、人材確保の観点から、初任給の大幅な引上げと、職務の級の職責差を一層給与へ反映させる観点から、各級においてめり張りをつけた改定として、給料表を引上げ改定しております。また、特別給として職員の年間支給月数を0.2月引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.1月それぞれ配分し、再任用職員については年間支給月数を0.1月引き上げ、同様に期末手当及び勤勉手当に0.05月それぞれ配分するものでございます。

それでは、議案書より5枚ほどおめくりいただきまして、「議案第1号資料 柳泉園組合職員の給与に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。

まず、新旧対照表の第22条第2項ですが、職員の期末手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数1.10月をそれぞれ0.05月引き上げ、1.15月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の期末手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.625月をそれぞれ0.025月引き上げ、0.65月とするものでございます。

次に、第23条第2項ですが、職員の勤勉手当の6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数1.125月をそれぞれ0.05月引き上げ、1.175月とするものでございます。

次に、同条第3項ですが、再任用職員の勤勉手当について、6月及び12月に支給するそれぞれの支給月数0.55月をそれぞれ0.025月引き上げ、0.575月とするものでございます。

続きまして、附則でございますが、第1項、施行期日につきましては、公布の日から施

行し、別表１の給料表につきましては、令和６年４月１日に遡及し適用するものでございます。

次に、附則の第２項の期末手当の特別給につきましては、令和６年１２月１日に遡及し適用するものでございます。

次に、附則の第３項の期末手当に関する特例措置ですが、年間の支給率０．１月分の引上げを、令和６年度に限り、１２月分の支給率１．１５月を１．２０月とするものでございます。また、再任用職員におきましては、年間支給率０．０５月分の引上げを、令和６年度に限り、１２月分の支給率０．６５月を０．６７５月とするものでございます。

次に、附則の第４項、勤勉手当の特別給につきましては、期末手当と同様に、令和６年１２月１日に遡及し適用するものでございます。

次に、附則第５項の勤勉手当に関する特例措置ですが、年間の支給率０．１月分の引上げを、令和６年度に限り、１２月分の支給率１．１７５月を１．２２５月とするものでございます。また、再任用職員におきましては、年間の支給率０．０５月分の引上げを、令和６年度に限り、１２月分の支給率０．５７５月を０．６０月とするものでございます。

４ページ以降につきましては、給料表の新旧対照表でございます。

なお、給与の改定につきましては、職員組合と令和６年１２月１３日に協定書を締結しているところでございます。

続きまして、議案第２号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第４号）の専決処分について補足説明を申し上げます。

今回の補正は、給与条例の一部改正について専決処分したことに伴い、給料及び期末勤勉手当に係る引上げ分を主に支給するため、人件費に係る歳出予算を調整させた内容でございます。また、関係市の議決状況を踏まえ、給与改正条例と同日に専決処分をさせていただきました。

それでは、議案第２号より３枚ほどおめくりいただきまして、補正予算書の２ページを御覧いただければと思います。

第１表、歳出予算補正は款、項の区分における予算の補正で、補正額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、６ページ、７ページを御覧ください。２の歳出でございます。

款２総務費及び款３ごみ処理費のそれぞれの人件費の増減は、給与改定分の差額を支給するため、また、職員の人事異動等がございましたので、節３の職員手当等について、そ

れぞれ説明欄に記載のとおり調整したものでございます。

款5 予備費につきましては、このたびの改正に伴いまして、本補正として5 6 5 万8, 0 0 0 円を充用したものでございます。今回の改定に伴う影響額につきましては、給料、職員手当等、共済費の合計で約8 7 1 万円と見込んでおります。

続いて、8 ページ、9 ページを御覧ください。こちらは給与費明細書でございます。内容は記載のとおりでございます。なお、給与改定に伴う差額の支給につきましては、令和7 年2 月1 4 日に実施しているところでございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（小林たつや） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第1 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分について及び議案第2 号、令和6 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4 号）の専決処分についての質疑を終結いたします。

これより議案第1 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第1 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第1 号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の専決処分については原案のとおり承認されました。

続いて、これより議案第2 号、令和6 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4 号）の専決処分についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第2 号、令和6 年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4 号）の専決処分についてを採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第2号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第4号）の専決処分については原案のとおり承認されました。

○議長（小林たつや） 「日程第13、議案第3号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例」、「日程第14、議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」及び「日程第15、議案第5号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例」は、関連がございますので、一括議題としたいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第3号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例から議案第5号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例までの提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、条例の整備に加え、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例については、柳泉園組合職員の給与に関する条例の適用を受ける職員との均衡を踏まえ、条例を整備する必要があることから、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明申し上げます。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 富田管理者、お疲れさまです。

補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） それでは、議案第3号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例、議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第5号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例について、補足説明を申し上げます。

本議案につきましては、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴い、懲役及び禁錮が廃止され、これらに代えて拘禁刑が創設されることから、関連する規定を整備するため、条例の一部を改正するものでございます。主な改正内容といたしましては、禁錮を拘禁刑に改めるもの、また、人の資格に関する法令の規定の適用においては、法改正前に懲役、禁

錮に処せられた者を法改正後において拘禁刑に処せられた者とみなすこととしているため、経過措置は不要でございますが、起訴され刑が確定していない場合もあること等から、附則において経過措置を設けるものでございます。また、あわせて、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例につきましては、特別給として会計年度任用職員の年間支給月数を0.2月引き上げ、期末手当及び勤勉手当に0.1月それぞれ配分するものでございます。

まず、議案第3号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例でございます。

議案書より2枚ほどおめくりいただきまして、「議案第3号資料 柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。第5条第1項第1号について、「禁錮」を「拘禁刑」とするものでございます。次に、第16条第2項において、期末手当の6月及び12月に支給する支給月数1.20月を0.05月引き上げ、1.25月とし、また、第16条の2第2項において、勤勉手当の6月及び12月に支給する支給月数1.125月を0.05月引き上げ、1.175月とし、年間支給月数を4.85月とするものでございます。

次に、議案第4号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、議案書より2枚ほどおめくりいただきまして、「議案第4号資料 柳泉園組合職員の給与に関する条例 新旧対照表」を御覧ください。第23条の2及び第23条の3中について、「禁錮」を「拘禁刑」とするものでございます。

次に、議案第5号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例でございます。

こちら、議案書より2枚ほどおめくりいただきまして、「議案第5号資料 柳泉園組合職員退職手当支給条例 新旧対照表」を御覧ください。第12条及び第14条中について、「禁錮」を「拘禁刑」とするものでございます。

また、これらの関係条例の施行期日は令和7年6月1日からとなります。なお、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例第16条第2項及び第16条の2第2項の規定は令和7年4月1日からの適用となります。

補足説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより一括して質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第３号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例、議案第４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例及び議案第５号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例の質疑を終結いたします。

これより議案第３号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第３号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第３号、柳泉園組合会計年度任用職員に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、これより議案第４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第４号、柳泉園組合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

続いて、これより議案第５号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第５号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例を採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第5号、柳泉園組合職員退職手当支給条例の一部を改正する条例は原案のとおり可決されました。

○議長（小林たつや） 「日程第16、議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての提案理由について御説明申し上げます。

平成29年第1回臨時会において議決を得た柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業について、このたび、固定費の物価変動に伴い契約金額を変更する必要があるため、令和7年2月14日に変更の仮契約を締結いたしましたので、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定によりまして御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より御説明させていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 富田管理者、お疲れさまです。

続いて、補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

議案の次のページを御覧ください。

1、件名は柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業でございます。

3、議案番号及び議決日は、平成29年4月20日開催の第1回臨時会において議決をいただいております。

4、契約締結日は平成29年4月28日でございます。

5、契約金額については、令和6年度の固定費B増額後は136億844万3,740円でございます。

6、契約期間は契約の日から令和14年6月30日まででございます。

7、契約の相手方はNSE・NSES運営維持管理共同体、代表構成員は日鉄エンジニアリング株式会社でございます。

8、変更内容でございます。柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業契約約款第4

9条の規定による委託費の見直しにつきましては、あらかじめ定める各対象項目に係る現指標と当該年度8月末時点に公表されている最新の指標を比較いたしまして、一定比率の3%を超えた場合、見直すこととなっております。今回、固定費A及び固定費Bにおきまして、それぞれ上昇しているため、固定費Aの人件費1.28%、薬剤関係2.77%、その他1.43%と、固定費Bの補修費及び大規模補修費0.81%をそれぞれ増額するものでございます。

(1) 変更前の契約金額が136億844万3,740円に対し、(2) 変更後の契約金額は136億7,254万7,340円となり、(3) 増額金額は6,410万3,600円でございます。増額内訳といたしましては、固定費Aが5,879万5,000円、固定費Bが530万8,600円でございます。

なお、次のページには年度ごとの内訳を記載しております。御参照いただければと思います。

補足説明は以上でございます。

○議長（小林たつや） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてに対する質疑をお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての質疑を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてに対する討論をお受けいたします。討論はございますでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についての討論を終結いたします。

これより議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第6号、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の契約変更については原案のとおり可決されました。

○議長（小林たつや） 続いて、「日程第１７、議案第７号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第５号）」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第７号、令和６年度柳泉園組合一般会計補正予算（第５号）の提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、現予算を見直しまして、歳入歳出をそれぞれ調整する必要が生じたので、現予算の総額２７億２,２０２万３,０００円に対し、歳入歳出それぞれ２,８６０万円を追加し、予算の総額を２７億５,０６２万３,０００円とさせていただくため、御提案申し上げるものでございます。

詳細につきましては事務局より説明をさせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 富田管理者、お疲れさまです。

補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

それでは、補正予算書の２ページ、３ページを御覧ください。第１表、歳入歳出予算補正は款項の区分における予算の補正で、歳入及び歳出の款項の補正額につきましては、それぞれ表に記載する金額で、歳入歳出２,８６０万円を増額し、２７億５,０６２万３,０００円とするものでございます。

少し飛びまして、次に、１０ページ、１１ページを御覧ください。事項別明細書、２の歳入でございます。

款４財産収入、項１財産運用収入、目１利子及び配当金、節１基金運用収入は７３万４,０００円の増額でございます。増額の理由は、基金運用に伴う定期預金の当初予算予定利率０.０２％から０.０３％及び０.１３％ほど上昇したことによるものでございます。

款５繰入金、項１基金繰入金、目１清柳園解体事業基金繰入金、節１清柳園解体事業基金繰入金は８,７１１万１,０００円の減額でございます。減額の理由は、清柳園焼却施設解体工事監理業務委託及び清柳園焼却施設解体工事の契約差金等によるものでございます。

目２職員退職給与基金繰入金、節１職員退職給与基金繰入金は５５２万７,０００円の増額でございます。増額の理由は、普通退職者１名分の退職手当に充当するものでございます。

款6繰越金、項1繰越金、目1繰越金、節1前年度繰越金は9,176万円の増額でございます。増額の主な理由は、歳入の電力売払及び受託事業収入等の増加、歳出の契約差金等の不用額によるものでございます。

款7諸収入、項1組合預金利子、目1組合預金利子、節1組合預金利子は14万6,000円の増額でございます。増額の理由は、歳計現金運用に伴う定期預金の当初予算予定利率0.002%から0.025%及び0.125%ほど上昇したことによるものでございます。

項3受託事業収入、目1受託事業収入、節1受託事業収入は1,754万4,000円の増額でございます。増額の理由は、三鷹市及び調布市で構成されておりますふじみ衛生組合の可燃ごみ処理支援に対するものでございます。ふじみ衛生組合では、リサイクルセンターの更新に伴い、プラスチック類の処理が一時的に焼却処理となり搬入量が増えたことに加えて、12年ごとに実施する蒸気加熱器の更新工事が重なったことで、想定を超えてしまいごみピット残容量がなくなったことから、緊急事態として、多摩地域ごみ処理広域支援体制実施協定に基づき、周辺自治会全自治会の承認をいただいた上で、令和6年12月12日から24日までの9日間、合計で461.71トンの受入れをいたしました。

続きまして、12、13ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費、節3職員手当等は552万7,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、普通退職者1名分の退職手当を支給するものでございます。

目2総務管理費、節24積立金は4,663万4,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、説明欄記載の清柳園解体事業基金は6,000万円の減額でございますが、清柳園焼却施設解体工事が入札の結果、積立予定額以下での契約となったことによるものでございます。施設整備基金積立金は1億590万円を積み立てるものでございます。こちらは、繰越金の補正に計上した剰余金9,176万円の2分の1に相当する額及び不用額となりました清柳園解体事業基金6,000万円分を積み立てさせていただくものでございます。また、あわせまして、基金運用利子積立金を積み立てさせていただくものでございます。

目3施設管理費、節12委託料は100万1,000円の減額でございます。減額の理由につきましては、説明欄記載の清柳園焼却施設解体工事監理業務委託は、清柳園焼却施設解体工事の入札不調等の影響で、工事監理業務期間が4か月ほど減少したことによるものでございます。節14工事請負費は8,608万円の減額でございます。減額の理由につい

ては、説明欄記載の清柳園焼却施設解体工事の契約差金及び本年度の契約期間減少等によるものでございます。

款3 ごみ処理費、項1 ごみ処理費、目3 不燃ごみ等管理費、節12 委託料は、説明欄記載の不燃物再利用（ガス化溶融）委託922万5,000円の増額でございます。増額の理由につきましては、搬入量の増及び樹脂製品等の家電、家具類によるプラスチック類の増により、当初計画より160トンほど上回る見込みとなったことによるものでございます。

次に、款5 予備費の5,429万5,000円の増額は、本補正に伴う財源調整でございます。

補足説明は以上でございます。

○議長（小林たつや） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第5号）に対する質疑をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第5号）の質疑を終結いたします。

これより議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第5号）に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって討論を終結いたします。

これより議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第7号、令和6年度柳泉園組合一般会計補正予算（第5号）は原案のとおり可決されました。

それでは、ここで暫時休憩いたします。

午前11時52分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（小林たつや） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

○議長（小林たつや） 「日程第18、議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金について」及び「日程第19、議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算」は、関連がございますので、一括議題といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 異議なしと認めます。

それでは、提案理由の説明を一括して求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金についての提案理由について御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第14条の規定により、負担金の算出方法及び関係市の負担金の額について定めるものでございます。

続きまして、議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算の提案理由について御説明申し上げます。

予算総額は歳入歳出それぞれ29億5,105万6,000円で、前年度に比べ2億3,820万6,000円の増でございます。予算編成にあたりましては、関係市及び柳泉園組合を取り巻く財政状況が依然として厳しい状況にございますので、財源の確保と経費の節減などによりまして、関係市負担金は12億5,492万1,000円で、可能な限り負担金を抑えることに努め、3,708万1,000円の減となりました。

なお、令和7年度の主な施策につきましては施政方針で申し上げたとおりでございます。

詳細につきましては事務局より説明をさせていただきます。御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 富田管理者、お疲れさまです。

それでは、補足説明を求めます。

○総務課長（米持譲） 補足説明を申し上げます。

初めに、「議案第9号資料 令和7年度柳泉園組合一般会計予算資料」と題した書類を御覧いただければと思います。本資料は令和7年度の事業計画で、予算見積りの根拠となっております。各施設の処理計画及び主な事業等につきましては、先ほど管理者より施政方針の中で申し上げましたとおりでございます。本資料では議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金についてに関連がございますので、その負担金の算出方法について御説明させていただきます。

それでは、一般会計予算資料の17ページを御覧ください。柳泉園組合負担金の計算方

法でございます。関係市の負担金の負担方法及び私車処分費の取扱いにつきましては、前年度と同様の計算方法で算出をしております。

次に、18ページを御覧ください。令和7年度柳泉園組合負担金の計算式でございます。

まず、令和7年度の歳出予算額を財産的経費及び経常的経費に分けます。この財産的経費は、報酬、積立金、工事請負費、厚生施設費及び柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業の大規模補修のうち、更新事業に係る経費となっております。また、負担金以外の歳入の取扱いにつきましては財産的経費の総額から差し引きます。

1は財産的経費に係る負担で、財産的経費から歳入を控除し、その残額を関係市それぞれ3分の1の負担でございます。なお、令和7年度は財産的経費の総額より負担金以外の歳入総額が上回っているため、計算上ではマイナスとなっております。

2は経常的経費に係る負担で、ごみ処理費、し尿処理費、共通経費に区分いたします。共通経費は報酬、積立金及び工事請負費を除く総務費と予備費の合計となり、ごみ、し尿の関係市の搬入割合での負担となります。ごみ処理費分としての負担は、ごみ処理費に按分した共通経費を加え、関係市の令和5年度の公車のごみの搬入実績量の割合で算出いたします。し尿処理費分としての負担は、し尿処理費に按分した共通経費を加え、関係市の令和5年度の公車のし尿搬入実績量の割合で算出いたします。

3の東久留米市環境整備負担金に係る負担2,800万円は、清瀬市及び西東京市の令和5年度のごみ及びし尿の搬入実績量の割合で、それぞれ2市に負担していただきます。

次に、19ページを御覧ください。4の負担金の(1)私車処分費精算前の負担金の表は、財産的経費、経常的経費及び東久留米市環境整備負担金のそれぞれの内訳と合計額で、表に記載のとおりでございます。

(2)私車処分費精算後の負担金の表でございます。精算する私車処分費は令和6年度からの繰越金に含まれておりますが、負担金の計算では私車処分費は除いて算出し、ここで控除しております。関係市の負担金の内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

5の表は、令和7年度の負担金と前年度の負担金を比較したものでございます。内訳はそれぞれ表に記載のとおりでございます。

続きまして、一般会計予算について御説明いたします。

恐れ入りますが、「議案第9号 令和7年度柳泉園組合一般会計予算」と題した予算書を御覧ください。

まず、一般会計予算書の2ページ、3ページを御覧ください。第1表、歳入歳出予算は

款、項の区分における予算で、予算額はそれぞれ記載する金額でございます。

次に、7ページを御覧ください。この7ページから9ページにかけまして、歳入歳出予算事項別明細書でございます。

1、総括につきましては表に記載のとおりでございます。

次に、10ページ、11ページを御覧ください。2の歳入でございます。

款1分担金及び負担金、項1負担金、目1負担金は12億5,492万1,000円で、前年度に比べ3,708万1,000円、2.9%の減でございます。関係市の負担金につきましては11ページの説明欄に記載のとおりでございます。

次に、款2使用料及び手数料、項1使用料、目1総務使用料の行政財産使用料は10万4,000円でございます。

次に、項2手数料、目1ごみ処理手数料は5億6,460万4,000円で、前年度に比べ307万8,000円、0.5%の増でございます。増の理由は、直接持ち込まれるごみの搬入量が前年度に比べ81トン増加したことによるものでございます。

次に、款3財産収入、項1財産運用収入、目1利子及び配当金は173万8,000円で、前年度に比べ148万3,000円、581.6%の増でございます。増の理由は、利率の上昇に伴うものでございます。

次に、款4繰入金、項1基金繰入金、目1環境整備基金繰入金の211万3,000円は、令和5年度の厚生施設指定管理者利益還元分として、厚生施設浴場照明器具及び厚生施設入り口の電子看板設置に対する費用に充当するものでございます。

目2清柳園解体事業基金繰入金の3億6,440万5,000円は、清柳園焼却施設解体工事関連の費用に充当するものでございます。

続きまして、12、13ページを御覧ください。款5繰越金、項1繰越金、目1繰越金は4億円で、前年度に比べ1億1,100万円、37.9%の増でございます。主に、令和6年度の歳出決算見込額が契約差金等により不用額が増となったことによるものでございます。

次に、款6諸収入、項2雑入、目1雑入は3億5,727万7,000円で、前年度に比べ3,292万6,000円、10.2%の増でございます。増の主な理由は、節1資源回収物売払単価の増により4,039万1,000円増額としたことによるものでございます。

次に、項3受託事業収入、目1受託事業収入は531万円で、前年度に比べ7,981万円、93.8%の減でございます。減の主な理由は、小平・村山・大和衛生組合の広域支援

が終了したことによるものでございます。また、本年度は能登半島地震に伴う石川県内災害廃棄物の受託料で、受入量は150トンを予定しております。

なお、昨年度までの国庫支出金につきましては、焼却灰及び排ガス中の放射性物質濃度測定費用に対する補助金で、補助率は100%でございますが、放射性物質濃度の測定につきましては、これまで東日本大震災による原発事故に伴う放射性物質汚染対処特措法に基づき、また、東京たま広域資源循環組合の要請により測定をまいりました。法律では、測定結果が一定期間基準値以下の場合は測定を免除できることになっており、これまでも低い結果が続いておりまして免除は可能でしたが、東京たま広域資源循環組合の要請があったことから免除することができませんでした。このたび、東京たま広域資源循環組合から来年度以降の報告は不要と通知されたことから、当組合においても国に測定免除申請ができることとなりましたので、本年度より皆減となっております。

続きまして、14、15ページを御覧ください。3の歳出でございます。

款2総務費、項1総務管理費、目1人件費は1億3,654万9,000円で、前年度に比べ2,121万3,000円、18.4%の増でございます。増の主な理由は、職員の1名増、特別職退職手当及び昨年の給与改定に伴うベースアップによるものでございます。

続きまして、16、17ページを御覧ください。目2総務管理費は5,586万3,000円で、前年度に比べ7,563万3,000円、57.5%の減でございます。減の主な理由は、前年度事業の新清掃施設整備基本構想策定等業務委託及び清柳園解体事業基金積立金が皆減となったことによるものでございます。

続きまして、18、19ページを御覧ください。目3施設管理費は4億5,177万6,000円で、前年度に比べ2億656万1,000円、84.2%の増でございます。

次の20ページ、21ページを御覧ください。増の主な理由ですが、節14工事請負費の清柳園焼却施設解体工事が2億588万8,000円の増額となったことによるものでございます。なお、清柳園解体事業につきましては、令和6年度から令和8年度までの期間を予定し、2年目の事業としてメインの解体工事年度となります。

次に、目4厚生施設管理費は1億1,581万5,000円で、前年度に比べ751万1,000円、6.1%の減でございます。減の主な理由は、節10需用費、修繕料（一般）317万2,000円、節12委託料、厚生施設指定管理料503万8,000円が減額となったことによるものでございます。

続きまして、22、23ページを御覧ください。款3ごみ処理費、項1ごみ処理費、目

1 人件費は1 億6, 9 0 0 万6, 0 0 0 円で、前年度に比べ1 4 1 万2, 0 0 0 円、0. 8 %の増でございます。

目2 ごみ管理費は1 3 億4, 8 4 5 万7, 0 0 0 円で、前年度に比べて4, 5 5 7 万4, 0 0 0 円、3. 5 %の増でございます。増の主な理由は、節1 0 需用費の光熱水費電気代が9 9 6 万5, 0 0 0 円の減額となりましたが、物価高騰により、節1 2 委託料の柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業が2, 4 2 9 万9, 0 0 0 円、また、新規事業として、節1 4 工事請負費のクリーンポート航空障害灯設備更新工事が2, 9 4 4 万3, 0 0 0 円と、それぞれ増額となったことによるものでございます。

続きまして、2 4、2 5 ページを御覧ください。目3 不燃ごみ等管理費は2 億8, 7 3 1 万6, 0 0 0 円で、前年度に比べ4, 2 3 2 万8, 0 0 0 円、17. 3 %の増でございます。増の主な理由は、破碎機部品代として、節1 0 需用費の消耗品費で1, 6 3 5 万5, 0 0 0 円、節1 2 委託料の不燃物再利用（ガス化溶融）委託が、処理量及び処理単価の増に伴い1, 7 7 3 万8, 0 0 0 円、不燃・粗大ごみ処理施設運転業務委託が8 2 0 万1, 0 0 0 円と、それぞれ増額となったことによるものでございます。

次に、目4 資源管理費は1 億2, 3 7 2 万2, 0 0 0 円で、前年度に比べ1, 2 4 5 万円、1 1. 2 %の増でございます。増の主な理由は、節1 2 委託料のリサイクルセンター運転業務委託が9 3 5 万5, 0 0 0 円、新規事業として、節1 4 工事請負費のリサイクルセンター照明器具交換工事が3 7 2 万3, 0 0 0 円と、それぞれ増額としたことによるものでございます。

続きまして、2 6、2 7 ページを御覧ください。目5 し尿管理費は3, 7 7 7 万8, 0 0 0 円で、前年度に比べ1 2 1 万8, 0 0 0 円、3. 1 %の減でございます。減の主な理由は、節1 2 委託料が3 7 7 万8, 0 0 0 円の増額となりましたが、節1 0 需用費が5 4 9 万1, 0 0 0 円の減額となったことによるものでございます。

次に、款5 予備費は2 億2, 0 0 0 万円で、前年度に比べ7 0 0 万円、3. 1 %の減でございます。減の主な理由ですが、私車処分費の精算予定額が減となったことと、また、私車処分費の精算予定額を除く純然たる予備費をおよそ1, 2 0 0 万円と減額したことによるものでございます。

続きまして、2 8 ページから3 1 ページまでは給与費明細でございます。内容は記載のとおりでございます。

次に、3 2 ページは債務負担行為に関する調書で、内容は記載のとおりでございます。

補足説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（小林たつや） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算に対する質疑を一括してお受けいたします。質疑のある方は挙手にてお願いいたします。

○1番（当麻一哉） では、2点質問をさせていただきます。

まず1点目ですが、議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金について、先ほど算出方法については御説明をいただきました。こちらについては、令和7年度予算で、令和6年度予算に比べて3,708万2,000円減となっていますが、この減額理由についてお伺いをいたします。

2点目です。議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算です。予算書23ページの款3ごみ処理費、賃借料について、データ管理システム及び料金徴収機更新借上料、これが661万4,000円計上されていますが、令和6年度予算では275万6,000円となっています。この増額理由をお伺いいたします。あわせて、令和6年度予算では計上されていた項目のクリーンポートデータ管理システム更新借上料と、クリーンポート計量システム料金徴収機更新借上料、こちらが令和7年度予算では計上されていない理由についてお伺いしたいと思います。これに関しましては事務手続上の要因かもしれませんが、確認をさせてください。

以上2点、お願いします。

○総務課長（米持譲） それでは、本年度の負担金の減額理由について答弁をさせていただきます。負担金の主な減額理由につきましては、歳入において諸収入による受託事業収入が減額となったところでございますが、本年度は繰越金が増額したこと、及び歳出において清柳園解体事業基金積立金が皆減となったことで、令和7年度の負担金総額が減額となったことによるものでございます。

○技術課長（横山雄一） それでは、ごみ管理費、節13使用料及び賃借料についての御質問にお答えいたします。1点目は、データ管理システム及び料金徴収機更新借上料が昨年度に比べ増額した理由、2点目は、クリーンポートデータ管理システム更新借上料及びクリーンポート計量システム料金徴収機更新借上料が計上されていない理由についてのお尋ねでございました。こちらに関しましては、ごみの搬入及び搬出に関するデータ管理システム及び持込みごみの支払機の借上料となっております。こちらは、昨年、リース満了

に伴いまして、令和6年11月から新たにリースを開始したことから、令和6年度については5か月分、令和7年度については12か月分の予算計上となっていることから、昨年度に比べ増額しております。また、計上されていない借上料につきましては、2件の借り上げを新たなリースで1本化したことが理由でございます。こちらは、令和7年度に載っておりますデータ管理システム及び料金徴収機更新借上料に統合しております。

○1番（当麻一哉） 御答弁ありがとうございました。柳泉園組合経費の負担金の減について、分かりました。また、一般会計予算の賃借料についての増額、また、項目についての件も理解いたしました。

質問は以上です。ありがとうございました。

○9番（やつだこうじ） よろしく願いいたします。

まず、清柳園焼却施設の解体工事について伺います。先日、工事前の環境測定結果ということで公表されたことかと思えます。水質分析の結果、2か所で鉛、また、ダイオキシン類の基準が不適合ということで公表されたことかと思えます。こちらの今後の環境への対応について伺いをいたします。

あともう1点、厚生施設電子看板設置工事について伺います。こちらの場所と、また、こういった活用方法か、また、いわゆる一般的なデジタルサイネージ的なものなのか、仕様について伺いいたします。よろしくお願いします。

○施設管理課長（濱田伸陽） 工事施工前の環境調査ということで実施をさせていただきまして、今回の施工前の環境調査というものは、着手前に、例えば大気の環境がどうであったのか、騒音、振動がどうなのかという、着手前のどういう状況から、今後解体工事を進める中でどういう変化があるかというところでの調査を行ってきました。要は、標準的ものの確認をさせていただいております。これらの調査結果につきましては、今度は施工中だとか、施工後だとかの調査を行っていく形になっております。そういう調査を行いながら、今後は本格的な解体工事を進めていきまして、土壌汚染対策工事を含めた、土壌汚染対策工事といいますのは、いわゆる汚染土壌の掘削除去をした後に埋め戻すという工程を行って、確実に解体事業を進めてまいります。

2点目につきましては、予算の話で、厚生施設の予算の計上の中で、厚生施設電子看板設置工事という工事請負費をうたっているところでございます。そちらの具体的な説明をということでした。設置場所につきましては、厚生施設の利用者の一番目につく位置として、入り口のエントランス付近に厚生施設の電子看板を設置するということなのですけれ

ども、こちらの厚生施設利用者の利便性の向上のために、いわゆるデジタルサイネージにより、厚生施設の当日の行事予定だとか、あるいは今後のイベント情報などを広告表示させていただき、また、厚生施設の情報に限らず、今後の柳泉園組合の、例えば見学会などのイベント情報や、あとは、問題になっているリチウムイオン電池等の混入による事故の発生防止なども利用者に周知していきながら、そういう発信もしていこうと考えております。

○9番（やつだこうじ） 御答弁ありがとうございました。

清柳園のほうはありがとうございました。今後、工事を進めていく上で改善していくことであると思います。今回、公表されていますので、ビフォー・アフターで、前は駄目だったけれども、基準値が不適合だったけれども、適合化しましたよということが分かる形で周知をしていただければと思いますので、またよろしく願いいたします。

また、デジタルサイネージも利便性が上がるという認識でおります。先ほどもエントランスを拝見しましたが、掲示物がかなり多い状況かと思えます。その辺も多少スマートになってくるのかなと思いますので、適正な、スマートな改善をしていただければと思います。

○6番（大林光昭） では、私からも2点だけ質問をさせていただきます。

1点は、歳入、10ページです。ごみ処理手数料から伺いますけれども、これは過去の実績値から恐らく推計をしていただいて、予算を計上されているのだと思います。事業系ごみにおきまして、近年の動向の特徴的なものがあれば、その辺についてお聞かせをいただきたいと思います。

それから、歳出、23ページから伺います。柳泉園クリーンポートの関係でありますけれども、長期包括契約を結んでいるということで、幾つか主な事業計画ということで、点検整備、補修の関係ですとかが出ていると思います。また一方では、照明器具の交換工事などが計上されていますけれども、長期包括契約の中での補修とか工事に関する負担の考え方というものはどうなっているのかということを確認させていただきます。

○技術課長（横山雄一） それでは、まず最初に、ごみ処理手数料についての御質問にお答えいたします。事業系等、持込みごみの動向についてというお尋ねでございました。近年は、やはり、一般市民が持ち込むごみの件数がかなり増えている状況になっております。事業系に関しては、コロナ禍でかなり減ったのですが、徐々にコロナ禍前に戻りつつある状況でございます。

続きまして、柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業についての御質問にお答えいたします。工事等、定期点検とかはどのような負担でやっているのかというお尋ねでございました。こちらに関しましては、平成29年7月から柳泉園クリーンポート長期包括運営管理事業で長期包括委託をしております。その中で工事、大規模補修、維持管理、運転管理等を含めて包括的な委託をしております、その中で全てやっていたという状況でございますので、新たな負担というものは当組合においては無い状況でございます。

○6番（大林光昭） 終わります。

○8番（小西みか） 1点だけ伺います。歳入のところで、令和7年度からはなくなるということでの放射能関係の測定ということなのですか、先ほど経緯についての御説明がありましたが、具体的に行政報告の中ではどの表というか、測定結果ということで示されているものがなくなるということなのでしょうか。

○技術課長（横山雄一） それでは、放射線物質濃度測定についての御質問にお答えいたします。行政報告の該当箇所についてのお尋ねでございました。こちらにつきましては、行政報告13ページの表12-1から14ページの表12-3までに記載しております、焼却灰、飛灰及び排ガスの放射性物質濃度測定結果、及び敷地境界空間放射線量測定結果が該当するところでございます。

○8番（小西みか） ありがとうございます。

表12-1、表12-2というのは多分8,000ベクレルという基準があると思うのですが、表12-3につきましては、ここには特に基準値のようなものの記載がないと思うのですが、これについても、多分、一定の基準値以下であったということが長く続いた結果、測定はもういいのではないかということになったと思うのですが、その点についてはどのようなことなのでしょうか。

○技術課長（横山雄一） それでは、放射性物質濃度測定についての御質問にお答えいたします。測定結果による判断というお尋ねでございました。議員がおっしゃるとおり、表12-1、放射性物質濃度測定結果、焼却灰、飛灰につきましては8,000ベクレル以下という基準がございまして、ここ数年はかなり低い数値が続いている状況でございます。表12-2につきまして、排ガスについてもほとんどは不検出という状況でございます。最後に、表12-3の敷地境界空間放射線量測定結果につきましては、特に法的基準というものは無い状況でございます。ただ、かなり低い値は出ている状況で、仮に参考とするならば、国際放射線防護委員会が公表している数値で、健康に影響を及ぼすレベルでない

としている0.23マイクロシーベルトというものがございます。これ以下であれば健康に影響を及ぼすレベルでないとなっておりますので、こちらと比較しましてもかなり低い状況ですので、特に問題はないと考えているところでございます。

○8番（小西みか） 確かに基準値以下ということがずっと続いているということなのですけれども、今まで継続して測定していたのをやめるということにあたりましては、特に近隣の住民の方などは、特に空間放射線量という辺りは気になっていらっしゃる方もいらっしゃるかと思いますので、そうした経緯で、こういうことで測定をしないことになりましたということをぜひ情報提供などしていただくことを御検討いただけたらと要望させていただきます。

○議長（小林たつや） ほかに質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 質疑なしと認めます。以上をもって議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金について及び議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算に対する質疑を終結いたします。

これより議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金についてに対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金についての討論を終結いたします。

これより議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金についてを採決いたします。原案に賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第8号、令和7年度柳泉園組合経費の負担金については原案のとおり可決されました。

続いて、これより議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算に対する討論をお受けいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（小林たつや） 討論なしと認めます。以上をもって議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算の討論を終結いたします。

これより議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算を採決いたします。原案に賛

成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員であります。よって、議案第9号、令和7年度柳泉園組合一般会計予算は原案のとおり可決されました。

○議長（小林たつや） 次に、「日程第20、議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任について」を議題といたします。

それでは、提案理由の説明を求めます。

○管理者（富田竜馬） 議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任についての提案理由を御説明申し上げます。

本議案は、柳泉園組合同規約第13条の規定によりまして、識見を有する者のうちから選出されております監査委員について、安藤純一氏を選任いたしたく、地方自治法第196条第1項の規定によりまして議会の同意をお願いするものでございます。

御審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（小林たつや） 御苦労さまです。

以上で提案理由の説明は終わりました。

本件は人事案件ですので、質疑及び討論を省略し、採決いたします。原案賛成者の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（小林たつや） 挙手全員でございます。よって、議案第10号、柳泉園組合監査委員の選任については原案のとおり同意されました。

ここで、事務局より「令和7年度柳泉園組合同議会定例会日程予定表」を配付させます。

〔資料配付〕

○議長（小林たつや） 以上をもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

これにて令和7年第1回柳泉園組合同議会定例会を閉会といたします。

午後 1時41分 閉会

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

柳泉園組合議会議長 小 林 たつや

議 員 保 谷 なおみ

議 員 大 林 光 昭